

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第198号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諒問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年10月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「○○土地改良区の定期検査に対する検査結果及び指導要項に関する、同改良区から返答し、その確認した関係書類全部（直近から過去6年間まで）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成〇年〇月〇日付け立案文書「土地改良区検査復命書及び検査書の交付について」、平成〇年〇月〇日付け立案文書「検査復命書及び検査書の交付について（○○土地改良区）」」（以下「本件書類1」という。）と特定し、公文書公開決定処分（本件審査対象外）を行い、審査請求人に通知した。

また、令和2年10月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成〇年〇月〇日付け立案文書「検査回答書の受理について」、平成〇年〇月〇日付け立案文書「検査回答書の受理について（○○土地改良区）」」（以下「本件書類2」という。）と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年11月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諒問

令和3年2月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、るべき書類（例検査課の書類に添付された資料が検査内容及び改良区の議事録及び会計書がないので出せ。又、法人検査課及び東部農林水産局、農山漁村振興等で定期検査指摘事項の回答履行状況報告がないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

1. 法人検査課が特定した公文書について

法人検査課は、土地改良法第132条第1項及び徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施するとともに、特に必要があると認めた場合に特別検査を実施する。

また、土地改良法第133条第1項の規定に基づき、当該土地改良区の組合員等から請求があった場合に、請求検査を実施する。

本件請求のあった令和2年10月9日時点から過去6年間において、法人検査課は、平成〇年度及び平成〇年度に〇〇土地改良区（以下「被検査団体」という。）に対して定期検査を実施している。

よって、法人検査課は、本件書類1及び本件書類2のとおり特定し、条例第8条各号に該当する非公開情報を除いた部分を公開したものである。

2. 審査請求人の主張について

① 審査請求人は、法人検査課が検査書の交付に係る立案文書に添付していた検査根拠資料及び被検査団体から提出された事前提出資料について公開するよう求めているものと推察される。

県における公文書の管理は、徳島県公文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第2項に基づき課長が行っており、公文書の保存期間については、規則別表（第6条関係）を基準にして定めている。

検査根拠資料及び事前提出資料は、検査書を作成する際に確認するために使用している文書であり、検査書を送付してから通常であれば2か月程度で被検査団体から検査回答書が提出され、これを受理すると一連の検査業務が完了するので、検査根拠資料及び事前提出資料を保存する必要がなくなることから、規則別表（第6条関係）の六の「1年未満の期間」を保存期間としている。

本件請求の対象である平成〇年度及び平成〇年度の定期検査に係る検査根拠資料及び事前提出資料は、それぞれの検査回答書を受理した後、速やかに廃棄しており、本件請求があった時点では保有していない。

② さらに、審査請求人は、被検査団体から検査回答書が提出された後の検査指摘事項の改善状況報告を公開するよう求めている。

しかし、法人検査課の分掌事務は「土地改良区等の検査に関すること」であり、指摘事項の改善状況等については、被検査団体から提出された検査回答書の内容を確認することにより実施しており、検査完了後の指導等は行っていない。

よって、法人検査課において、被検査団体から検査回答書が提出された後の検

査指摘事項の改善状況に係る書類は作成していない。

③ また、法人検査課が保管するファイルや書庫を複数名で確認したが、審査請求人が主張する内容の書類は、保有していなかった。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 2月26日	諮問
令和7年 5月27日 第3部会（第20回）	審議
同 年 6月30日 第3部会（第21回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類1及び本件書類2のとおり特定し、本件書類1を公開する公文書公開決定処分及び本件書類2のうち非公開情報を除いた部分を公開する本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、実施機関が特定した公文書に不足があると主張していることから、以下、本件請求に係る公文書として本件書類1及び本件書類2と特定した実施機関の判断の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 土地改良区の検査について

都道府県知事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を遵守させるために必要があると認めるときは、土地改良区の業務若しくは会計の状況を検査することができることとされている（土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項）。

徳島県では、徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施するとともに、特に必要があると認めた場合に特別検査を実施することとし、土地改良法第133条第1項の規定に基づき、当該土地改良区の組合員等から請求があった場合に、請求検査を実施することとしている。

検査終了後には、徳島県土地改良区等検査実施要領（以下「検査要領」という。）第10条の規定に基づき、是正又は改善すべき点を記載した検査書が、検査を受け

た土地改良区に交付され、当該土地改良区からは、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した検査回答書が実施機関に提出される。

検査書及び検査回答書は、土地改良法に基づく定期検査を実施する部局（以下「検査部局」という。）から土地改良区に対する指導業務を所管する部局（以下「指導部局」という。）に送付され、指導部局は、これらの資料を指導業務の参考資料として使用している。

(2) 本件書類1及び本件書類2について

本件書類1及び本件書類2は、本件検査において実施機関が作成した「検査書の作成及び発送に係る立案文書」及び「検査回答書の受理及び発送に係る立案文書」であり、審査請求人が求める「〇〇土地改良区の定期検査に対した検査結果及び指導要項に関して、同改良区から返答し、その確認した関係書類」に該当する文書であることが認められるため、本件請求の対象となる公文書に該当する。

(3) 審査請求書において主張する公文書の存否について

審査請求人は、「あるべき書類（例 検査課の書類に添付されていた資料 検査内容及び改良区の議事録及び会計書がないので出せ。」と主張している。

当審査会において本件請求に係る公文書を確認したところ、審査請求人の主張するあるべき書類のうち、「検査内容」、「改良区の議事録」、「会計書」は、それぞれ「検査書」、「理事会の議事録の写し」、「検査結果概要調書に含まれる決算額」であると解され、本件書類1及び本件書類2により非公開情報を除いた部分を公開しているものと認められる。

また、審査請求人は、「定期検査指摘事項の回答履行状況報告がないので出せ。」と主張している。

定期検査の実施当時、実施機関においては、土地改良区に対する定期検査の客観性・中立性を高めるために指導部局と検査部局を分離し、法人検査課が独立的かつ専門的な立場から検査業務を実施している。

実施機関の説明によると、「法人検査課の分掌事務は「土地改良区等の検査にすること」であり、指摘事項の改善状況等については、被検査団体から提出された検査回答書の内容を確認することにより実施しており、検査完了後の指導等は行っていない。」、「よって、法人検査課において、被検査団体から検査回答書が提出された後の検査指摘事項の改善状況に係る書類は作成していない。」とのことであるが、検査部局と指導部局を分離・独立した前述の経緯からすると、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上により、本件請求に係る公文書を本件書類1及び本件書類2と特定した実施機関の判断は妥当であると認められる。

3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号及び第2号に掲げる非公開

情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	